

新潟県高等学校体育連盟海外競技会出場者激励費贈呈基準

第1 目的

この激励日は、海外で開催される競技会に、日本代表として参加する新潟県高等学校体育連盟加盟校職員、生徒に激励費を支給することにより、出場者の士気を高めるとともに新潟県高等学校の体育・スポーツの振興を図ることを目的とする。

第2 激励費の贈呈

激励費は、オリンピック、世界選手権、ジュニア世界選手権大会等に出場及び全国的な権威ある団体によって推薦もしくは選抜され、数ヶ国もしくは2国間の競技会の海外派遣に日本代表として参加する選手、監督(団長、副団長等を含む)及びコーチであって、次に該当する者に贈呈する。

- (1) 新潟県高等学校体育連盟加盟高等学校生徒であること。
- (2) 職員にあつては新潟県高等学校体育連盟加盟校分担金納入者であること。

※ 全国的な権威ある団体とは、次の団体をいう。

- A 財団法人全国高等学校体育連盟
- B 財団法人全国高等学校体育連盟専門部
- C 財団法人日本体育協会
- D 財団法人日本体育協会加盟の種目別競技団体

第3 激励費の額

激励費の額は1人1回の額として下記のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) オリンピックの出場者 | 3万円 |
| (2) その他の競技会出場者 | 2万円 |

第4 事務手続き

- 1 激励費を希望する校長は、上記団体より送付された競技会要項(海外遠征要項)及び派遣依頼書の写しを添付し、新潟県高等学校体育連盟会長に申請書を提出すること。
- 2 新潟県高等学校体育連盟会長は、上記1の競技会要項等を審査のうえ、激励費贈呈の可否を決定し、校長に通知するとともに激励費を送金する。
- 3 上記1の手続きが年度を越したものについては、贈呈しない。

第5 基準の改廃

この基準の改廃は、新潟県高等学校体育連盟専門部委員長会議において行い、理事会の承認を得るものとする。